

佐賀県介護施設等に対する事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価上昇の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質が確保され、必要な介護サービスの提供が図られるよう、予算の範囲内において、介護保険施設等を運営する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し入所者等への食事提供サービスに係る食材の購入等に対する補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。以下「国規則」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「県規則」という。）、令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱（令和7年12月22日厚生労働省発老1222第3号。以下「国交付要綱」という。）、令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号。以下「国実施要綱」という。）及びこの要綱（以下「県交付要綱」という。）の定めるところによる。

(補助金の対象施設)

第2条 この補助金の対象施設は、補助事業者が交付申請日時点において佐賀県内で営業を行っている次のいずれかに該当する介護保険施設又は老人福祉施設（介護保険法及び老人福祉法等の基準を満たすものに限る。）とする。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設
- (5) 短期入所生活介護
- (6) 養護老人ホーム
- (7) 軽費老人ホーム

(交付の対象経費、基準額、補助額及び補助率)

第3条 この補助金は、令和7年12月16日以降に、補助事業者が支出した経費を対象とする。なお、交付の対象となる経費、基準額、補助額及び補助率は、次のとおりとする。

区分	内 容
対象経費	入所者等への食事提供サービスに係る食材の購入費 ・ 食事の準備等を委託している場合は、その経費も対象とする。 ・ 職員の人件費、消費税額及び地方消費税額は、対象経費には含まない。
基準額	18,000 円×定員数 ・ 定員数は、令和 7 年 4 月 1 日現在の定員数とする。ただし、令和 7 年 4 月 2 日以降に開設された事業所等は、開設時点の定員数とする。
補助額	施設ごとに、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額 ・ 補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
補助率	10/10

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 4 条 県規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書及び県規則第 1 2 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、別紙様式 1 のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書及び実績報告書の提出期限は、令和 8 年 5 月 3 1 日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 補助金の交付申請は、同一年度において同一の対象施設につき 1 回限りとする。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 県規則第 5 条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、国規則、県規則、国交付要綱、国実施要綱及び県交付要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)後 5 年間保管すること。

(3) 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助等を受けてはならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 知事は、第4条の規定に基づき提出された補助金交付申請書及び実績報告書の審査の結果、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、予算執行の都合により必要があると認めるときは、同一の交付申請に基づき、補助金の交付決定を複数回に分けて行うことができる。
- 3 前2項により交付決定を行ったときは、知事は、交付決定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。
- 2 県規則第15条第1項及び第2項に規定する補助金交付請求書は、別紙様式2のとおりとする。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第9条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 補助事業者が、第5条第3号の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(補助金の返還)

- 第10条 知事は、補助金の交付決定を取消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。
- 2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行し、令和7年12月16日から適用する。

(別紙様式1)

令和 8 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

(住所)

(法人名)

(代表者職・氏名)

佐賀県介護施設等に対する事業費補助金交付申請書及び実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則第3条第1項及び佐賀県介護施設等に対する事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を以下のとおり申請するとともに、事業を完了しましたので、同規則第12条第1項前段及び同要綱第4条第1項の規定により実績を報告します。

交付申請額 円

実績額 円

事業の目的、内容 入所者の食材料の購入等

事業の成果 物価上昇の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質が確保され、必要な介護サービスの提供を図ることができた。

事業の完了日 令和8年 月 日

(添付書類)

- 1 施設・事業所別実績額一覧(様式1-1)
- 2 佐賀県介護施設等に対する事業費補助金実績報告書(施設・事業所単位)
(様式1-2)
- 3 支出額の根拠となる書類(領収書、レシート等の写し)
- 4 誓約書(様式1-3)

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式1-1)施設・事業所別実績額一覧

No.	施設名	施設種別	実績額(円)	交付申請額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計額					

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和8年 月 日

長寿社会課長 様

住 所

法人名

(ふりがな)

代表者の
職・氏名

生年月日 () 年 月 日

概算払の場合

(別紙様式 2 - 1)
令和 8 年 月 日

佐賀県知事 様

請求者
(住所)
(法人名)
(役職・代表者名)

佐賀県介護施設等に対する事業補助金請求書

令和 8 年 月 日付け長寿第 号で交付決定の通知があった標記補助金のうち、以下の金額を交付されるよう請求します。

請求額 金 円
(交付決定額 金 円)
(交付済額 金 円)

振込先

金融機関名 (金融機関コード)	()
支店名 (支店コード)	()
口座種別	
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の「委任状」を提出してください。

委 任 状	
令和 8 年 月 日	
佐賀県知事 様	
委任者 (住所) (法人名) (役職・代表者名)	
私は、次の者を代理人と定め介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金の受領に関する件を委任します。	
受任者 (住所) (団体名) (役職・代表者名)	

完了払の場合

(別紙様式 2 - 2)
令和 8 年 月 日

佐賀県知事 様

請求者
(住所)
(法人名)
(役職・代表者名)

佐賀県介護施設等に対する事業補助金請求書

令和 8 年 月 日付け長寿第 号で額の確定の通知があった標記補助金について、以下の金額を交付されるよう請求します。

請求額 金 円
(額確定額 金 円)
(交付済額 金 円)

振込先

金融機関名 (金融機関コード)	()
支店名 (支店コード)	()
口座種別	
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の「委任状」を提出してください。

委 任 状	
令和 8 年 月 日	
佐賀県知事 様	
委任者 (住所) (法人名) (役職・代表者名)	
私は、次の者を代理人と定め佐賀県介護施設等に対する事業費補助金の受領に関する件を委任します。	
受任者 (住所) (団体名) (役職・代表者名)	